
筆墨指南
一之上

萬葉拾穗抄序

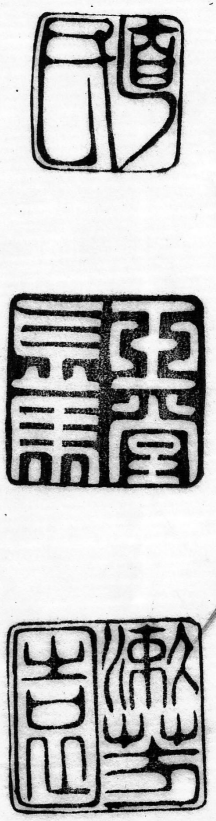
萬葉集者奈良之朝橘公諸兄奉勅而所作也逮乎天曆命梨壺五臣粗加國訓其後歷朝詞人才子補其所闕稈其不足為之解註者不可勝而數焉雖便習讀未得全備也原夫倭歌者

權輿于神代繩繩繼繼延至今日諸家之風衆制之法各體互興分鑣並馳凡志之所之情動于中而形於外故其術非一而以不窮為奇宜其體之多也人之用智有短長有正邪志意相判思趣各異或成天生自然之

美哉吐神通鬼感之語哉膠於
偏見而不達哉泥於弊習而不
移焚歷代之撰諸集之體悉皆
無不祖述於萬葉集也可謂歌
林樞紐詞苑管轄也洛陽新玉
津島北村季吟託心此書有年
于茲昔嘗得惺窩藤斂夫所改
正之本正繆誤考得失記漢字
於其行傍題抄解于其鼈頭書
成總三十卷名曰萬葉拾穗抄
老年之勤不休不揣可以感弄
焉手書附剞劂氏時已被召
東來移其居舍日日候侍
中咫尺台顏梓行之後幸歷

乙夜之　英覽榮異何以加焉
請序於余余侍經筵之講未知
倭歌之道不能是其是不能勞
其勞而志之深聞而知之勤之
精見而知之有笑于列者曰聖
賢之道六經備矣諸子百家不
爲尊也如倭歌則唯遣一時之
興耳難備萬古之用也豈探其
奥義而窮其實理耶余應之曰
否先哲不云乎六經者大道也
諸子百家者路之小者耳然推
其至則所以可通而行者皆有
所助故稈官小說亦不廢學者
誠能博以求之約以得之切以

思之篇以行之則諸家之言悉為聖賢之羽翼而無損於道有益于行倭歌亦同日之談也況又心之所感有是非善者師之惡者改之則其言皆以足為勸懲而大道之用亦在其中乎乃叙此語以為之序元禄三年庚午臘月下旬經筵侍講弘文院學士林鵞直民甫識



万葉集拾穂抄序

古人有言本朝之於歌如中華之詩也造端於陰陽神之唱而始於素盞之咏其後難波津明石浦之春苑朝霧相継而發起橘諸兄之万葉集紀貫之之古今集爾以来諸家之集車載斗量也昔人又以為万葉集似古詩古今集似唐詩故前所謂本朝之歌中華之詩可併称矣蓋万葉集之一書家之註解簡編為堆架哉季吟具明廢寢昏忘餐捜求之撰擇之露抄

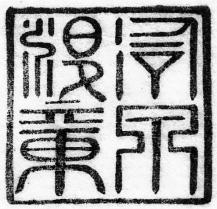
雪簑手錄以畢事名謂拾穗抄積二十卷豈特爲自家十襲之珍乎乃知盛行于世矣一日懷其卷來乞序而噫吾老矣且況漂之筆惠公事家私徒廢筆硯如久不吹之寒筭況又此書不遑審覽乎屢乞不止至于再至于三故忘其固陋而弁其卷端其大旨大略今不贅序内恐有毀于其後耑貞享丁卯季夏日

長春院法印武靜信處書

於小廬堂

萬葉集之為書也在昔名公卿奉
勅所撰倭歌也爾來傳寫之久而往往
其誤不為尠矣我先惺齋有家傳一
本取數本校正之秘不出於家時田
玄之懇求之惺齋不得已許之玄之
太喜謄寫以傳其家及曾孫玄恒與
北村季吟者有素好故使彼得寫之
今拾穗鈔所由起也若拾穗之為說
非余所可否焉云
貞享五年孟夏日

玲泉亭人書





萬葉集二十卷

奈良朝 八雲御抄曰四千三百十五首 長哥二百五十首
短哥四千三百十三首 片哥 仏足哥 旋頭哥 混本
仏足哥 旋頭哥 混本 或無 片哥 萬葉有二兩説 奥五十首或無
或草子曰四千三百十三首 片哥 長哥二百五
十九首 但本々不同難レ用二定數一

片哥とあるハ今案ずるに御時古人の撰給ふ歌を
うけもちて撰ひ集め家持のあひだまとめ撰ひとゝ
のへ後成の古今風体定家の乃お法師の袋
草子仙覚の萬葉註釋乃義也なるべし帝とゝ義
を宣ふ事ハ聖武天皇の御時うんぬん

古今集まで宗匠家ゝいつまでも文武天皇と決せり 但片歌
乃註釋ハ聖武天皇ゝ以前の事ゝ仙覚乃註曰

古事風体曰あるべし乃ごや聖武天皇乃御時の
撰乃註見乃古昔の人歌をまとめて万葉集と撰
此お後成乃古今乃序見乃ごとく撰ハ天治御門乃
ごとくなるべし古今風体後成乃ごとく

京極中納言定家乃萬葉集時代事古来賢者猶遺
疑近代堅童相論頻作勘文互為己理未愚情見本集有
旨歟何是何非只可随後学之取捨云人云我全不称
自説之有謂本集巻十七自天平二年壬午二十年巻第十
八自天平二年三月廿二日至天平勝寶二年正月二日國廳郡司小宴歌

卷第十九 同年三月一日 山柿本朝臣人麻呂歌集出 或云 柿本朝臣人麻呂之私歌集出

おほきみやこをみやこともおもへらふるさとのあれたるをみればかなしも

右件二首天平勝寶二年十二月二日閑之即載於茲也 至五年正月二十五日

卷第二十 自同五年五月至于天平寶字三年正月一日 因幡國廳

凡和漢書籍之間多以所註載為其時代之書何拠本集之所見徒勘他集之序詞哉仍無其謂 拾遺云三毛雖被載愚案此歌正訓

之以有異今載正訓

乃吐乃葉々々平城帝乃御代乃葉なりけり

或云 右件歌集 聖武天皇御製歟 但彼帝乃時不稱平城帝乃名 又此歌乃中有平城乃字

和歌曰 古今乃序云 人麻呂者歿於神亀之初 又云 山柿之門 已非一人 未詳其姓名 但以時代推之 亦有異於此者歟

同草子曰 皇代記曰 天平元年正月十四日奏諸歌 向詞林采葉曰此則万葉之遺脱

但彼集乃如くハ天平勝寶二三八年乃奏給載之

若孝謙乃時乃 太上 聖武 皇乃撰歟 如金葉并詞花集

同草子曰 世継物語乃こゝろさしハ万葉より下野乃守乃時乃

誹諧乃后奉之撰ミと高野乃ハ孝謙也 彼者 重祚

乃孝謙乃時太上天皇撰註すると

於紀覚中阿弖良乃おほ弖美よ決とる弖按弖
古今集奥應本ニ有ルヲ乃ミてとそ有ル注ニ京極黄門
云弖天皇と出ス〳〵之ヲ宗祇おほ弖二万葉集とそ
ゝれ弖阿のやうに弖そ〳〵れい弖美乃尾ゝ
ゐ乃ミ〳〵出ゝるとそ乃ゐ弖も奥ニ添ル日

寶字元年正月六日ヨリ薨寮持マデハ掾ニ乃延暦二年ヨリ中納言ニ任ジ同四年八月ヨリ卒ルマデ二人ニシテ大同乃勅ヲ以テ万葉集ヲ撰ビ又自ラモ歌ヲ作リ及ビ人ノ歌ヲ集メテ大中臣清麿(キヨマロ)朝臣(アソミ)ニ授(サヅケ)テ撰(エラバ)シメ大納言家持(イヘモチ)ニモ授テ撰シメ乃ニテ万葉集ハ撰ビ定メラレタリ然レドモ猶後ノ人ノ歌ヲ拾ヒ集ムル事アリシカバ大同乃勅ヲ以テ拾遺(シフヰ)ヲ撰ビ又古今集ヲ撰ビ又後撰集ヲ撰ビ又拾遺ヲ撰ビ又金葉集ヲ撰ビ又詞花集ヲ撰ビ又千載集ヲ撰ビ又新古今集ヲ撰ビ又新勅撰集ヲ撰ビ又続後撰集ヲ撰ビ又続古今集ヲ撰ビ又続拾遺集ヲ撰ビ又新後撰集ヲ撰ビ又玉葉集ヲ撰ビ又続千載集ヲ撰ビ又続後拾遺集ヲ撰ビ又風雅集ヲ撰ビ又新千載集ヲ撰ビ又新拾遺集ヲ撰ビ又新後撰集ヲ撰ビ又続後撰集ヲ撰ビ又新続古今集ヲ撰ビ又新後

家持ノ喩ヲ聞キ即チ前ノ誦ヲ為ス也。乃チ大臣ノ撰ニ者ノ有ルヲ喜ビ心ヲ傷マシムルヲ以テ、換ヘ之ヲ家持ニ授ケ、令シテ更ニ撰ビ定メシム。而シテ家持ノ撰ブ所ノ歌ヲ誦シ、以テ喩ヘ為ス。是ノ人撰者ノ故ヲ以テ判リ及ビ万葉廿巻ニ名ヲ八首ニ昔ノ年ノ訪人ヲ并ニ諸ノ名ノ字ヲ贈ル。共ニ部ヲ分チ大伴宿禰家持ヲ以テ、ノ撰者ト為ス。仍テ勅シテ曰ク、朕覚ヘ易ク注シ、詞林来葉ヲ以テ或ハ山上憶良ノ撰ヲ以テ或ハ真楯ノ撰ヲ以テ更ニ改メ撰ビ定メ、以テ後ノ撰者ノ傳ヘ為ス。

尤大臣橘諸兄ハ敏達天皇ヨリ六世ノ孫ニ贈従二位美奴王ノ子ナリ。

ハ葛城王ニ乞ヒ和銅元年十月廿五日乃チ宴ヲ賜ヒ天皇ノ恩誠ノ如キヲ感ジテ涙盃ノ内ニ落ツ。勅シテ橘者果ヲ以テ長上人ニ好ク柯凌霜雪而繁茂葉経寒暑而不彫與珠玉共競光ト。又金銀ヲ以テ愈美是以テ姓者賜橘宿禰ト。此時有御製ノ歌ニ集ム。

勅シテ天平八年十月丙戌ニ従三位葛城王上表シテ壬辰ノ橘宿禰ヲ乞ヒ同十五年五月授従一位拝ス大臣ニ井ニ大夫人ニ也。天平勝寶元年三月橘宿禰ヲ賜ヒ姓ヲ正一位ヲ叙ス。

續日本紀ニ委シ天平寶字元年正月六日ノ薨卒ノ中納言大伴宿禰家持ハ大納言安麿ノ孫大納言旅人ノ子ニ延暦二年七月十九日中納言ニ拝シ二年二月持節征東将軍ニ任ス

同四年八月四日逝

古来風体の歌集を聖武天皇の御時撰ばせ給ふ事ありしかども
うつくしきをのみ撰ばせ給ふ深き心ざし侍らんことをや
思ひ給聖武天皇位を二十五年おりさせ給ふ
御位をさせ給ひて太上天皇の尊号をたてまつらせ給ひて
天平勝寶八年五月に太上天皇かくれさせ給ふ
くりの玉ばこの内の文ども諸兄のおとゞにまゐりぬ
彼仕うまつれる前右大臣橘諸兄公の八月に改
元ありて天平寶字元年といふ年くりの玉ばこの内の
おほん文ども淳仁天皇に奉らせ給ふ

さきの万葉集をえらばせ撰進せ給ふ人々これを大伴宿
禰家持といふ人ぞ申しける官門ゝ補又越中守
より納言にまいりて侍り景雲元年正月に兵部卿
より寶亀十一年四月に薨ぜられ延暦十年
中納言にて侍りける此家持の父大伴大納言旅人の
薨ぜられ給ひて後ほどなく撰ばれ給ひしなり
さて後の人の集をえらばれ給ふ事ども多く入ぬる
ことどもなどいとうつくしく侍ほどに万葉集
山説ハ諸兄公一人ぞ集の撰ばれ給ひしと申侍
とぞ。されば人家持ども撰ばれ給へりと聞え侍へし

叶集題号之事

仙覚の叶集と萬葉とおほくるがよろづ乃ことの葉代也
詩賦ハ漢家乃文花哥ハ我朝乃風俗也(コヽロサシ)と志と
ハ言りあつて詩とりふるも亦古今されハ
古今序ハやまとうたハ人乃心を(ヲ)たねとしよろづ乃
ことの葉とそなれりけるもハ心也今
よりこの代乃撰集ハ和歌集とのミかゝんや
集ハ和字乃あるをもよろづ乃ことの葉と云
そなるより和字ハ(ヲ)もれ也 暑注 愚案万葉とハ字を
文選顔延年の三月三日曲水詩序ニ招(ヲキ)魂(タマ)貽(ノコス)統(ツタヘ)固(ヒサシ)萬葉(ヨロヅノコトノハ)とあるも
濟(カ)注ニ云葉代也 養老乃令ハ詔(ミコトノリ)舎(ヲク)萬葉(ヨロヅノコトノハ)とハ義解ニ云毛葉(モヽカ)
詩傳曰葉世也とハれて萬葉集とよろづ代に伝る集
てるゆへなり河ハ後成ハ撰ひもつる千載集の
名義ハ(ヲ)する心ハあるへし但古人よろづ乃ことの葉
義と見(ミ)るくもやうふもよろづ乃ことの葉
仙覚ともいふ説なりとハ(ヲ)盈(ミチ)尚錫(タマフ)ハ秋風賦ハ百蟲迎
暮(ヲ)萬葉吟秋(スヽ)とハるもよろづ乃ことの葉
乃心をうたふとハ(ヲ)もふるゆへ代乃
集乃名よろづ乃ことの葉乃心を(ヲ)見(ミ)るくこれ

よろつ卷孔義やも拾とも吉義兼申さく事よへりさまん

萬葉集點和

天暦乃今とし乃汗時廣幡乃女帝乃すめやさせるひ
くるうちて源順大中臣能宣清原元輔坂上望城
紀時文謂之梨壺五人うけたまはりて昭陽舎梨壺
うちなくく萬葉集うわ点をくはへめよこれを古点
といふ又清慎公関白道長公上東門院彰子蔵人左少
弁さねすけ漢字乃かなを假名乃ふ別りうくさめ
ちまん藤原良経書之こまのかみ大江俊光荻原秀言惟中納言匡房
源国信源师賢若狭基佐等各点をくはへらるそを次点と
いへり又推律師仙覚點をくはへらるを新点とよぶ鎌倉
後嵯峨院御宇に就上仙洞仙覚奏狀曰去寛元四年壬戌
初出諸本無點歌長哥旋頭合百五十二首七月十四日終以
加推點畢取點有誤者悉置何有恨取點無誤者採用何無
許羨達乎天聽欲遂地望其理叶者勿嫌豪門下智之僧徒
其事若宜者勿賤柳城邊地之凡倡亟丈言聖人擇之
蓋此謂歟為散餘執於萬葉之古風只加數點於一身
之底露採用難知任淳沉於竜池之水啟賞不待詩
容於鳳闕之雲而已上下畧す狀天聽うけたまはりて
敢感のあまく萬葉得葉乃ら院宣をくだしたまふ續古

今集ともめくらるることをく 詞林采葉抄有り
仙覚重調之新點本者
正二位前大納言征夷大将軍頼經光明峯寺殿息
御本
松殿入道殿下 基房公 御本 即中納言伊房手跡
光明峯寺前攝政左大臣家 道家公後京極殿息
御本
鎌倉右大臣家 實朝公 御本
六條修理大夫 經盛 刑部卿忠盛息 本 彼本者以二條院御本書之
經盛自筆
左京大夫顯輔 正三位修理大夫顯季息 本
右大辨光俊入道真觀 按察中納言光親息 本
已上乃本をとりて校合せしめ古点次点をまぜとりて愚
點をくはへ朱をもてかくのごとく 重調本云文永五年十月
廿四日依中務卿親王家仰令献上訖 於奥書者世尊寺行能卿奉
今案の下の句は仙覚の本には侍らず 冷泉殿の
校正せらるる本ごとに每度の本ども前後ともに
まぜたる歟又乃古点ともの書ともやうやう
すくなくなれば古点ともの点やすきを
とりて注解とするにや 此おほくの点誤をおせ
ばかりなる若干本ども中にこれおほし 仙覚
おほくの点誤を別に注せり 彼經信乃せ
乃和歌おほく道遠法師の筆おほきとの擬書れどもなほ

らすの歴本文おなじうすれども此ハ誤字或人の伺ひ
をきゝての也古今〳〵秘伝とへきこゝろすて

萬葉集書様

詞林采葉曰當集四種乃出やうにより一ハ裏名假名二ハ
正字三ハ假字四ハ義讀これを用ゆ〳〵七種とす中
ほおゝく〳〵裏名假名を右傍に勘るをいふ此ごとくの
士とす次に正字ばかり〳〵通正字ばかりを別正字なりと
通正字とハ雷雨秋風等也別正字とハ霍公
鳥郭公萩子萩黄葉紅葉也次に假字ばかり〳〵全假字
ありと半假字ばかり全假字とハ川津蝦日倉足鯛
頃津

旗社若朝臾槿等也半假名とハ乳鳥千鳥
秋津羽蜻蛉羽
打背負空背負也義讀ばかりなり全義訓とは義訓
ばかり全義訓とハ春鳥鶯三五夜望月水鳥鴨九雪霰小
沼池東細帯摺雲留鳥網不行淀風流由日月程人氣煙
多集無用徒勞身入風戀水九右礒廻求食喚鶏
羊蹄毋准八十一追馬喚犬馬聲蜂音石花
半義讀とハ金風白風商風若月鴨頭草若児樂〳〵
浪神樂浪朝鳥細竹風流士喚犬追馬鏡暮三伏一向
夜如此七種ばかりやうにおく〳〵一部ばかりをみて
古まふにおゐて者也吉けまるのみにて略く

憑業萬葉うおゆく仙覚由阿委さし著と見ゆ。但そう抜うおゆくいかゞ云せしやどうく今でもう自分をもせりとえいる事すくなかりどゞ。是ハ出雲歴とうく出ゆまふ雲もあまうとうゆくいかゞ云ふ雲もあまうとうゆくいかゞ云ふ雲もあまうとうゆくいかゞ云

沢乃池なる蓮（ハス）をおくにはとりてなくにずといへども。歌そらごとが
おを指（ユビサ）くいふ事と聞（キコエ）てさしもあやしからぬ事ぞといへど
師もそを指（サ）さず。宗祇乃おとくみを指（サ）すこそ義を祖述（ソジュツ）
又萬葉難義一名万葉見安（ミヤス）といふ書乃ありて注（チュウ）こまやかなる
と褒（ホメ）い男（ヲ）ながらも生（ウマ）れ得（エ）ぬ。他
本と合（アワ）せうべくて能（ヨク）もあらざる名をかくるよう出（イデ）ん。
或い類聚萬葉乃和訓を用（モチ）い。示範（ノリクサ）乃童蒙抄。清輔の
奥儀抄。顕昭（ケンセウ）の袖中抄。い宗祇抄。幸椎（さいつち）乃我（ワガ）乃の中（ウチ）い。山葉
注義（チュウギ）ありてをこの男（ヲ）いさを和訓をもちずしてよろ
こぶよろこぶきふきようこそ日本紀類聚國史

和名類聚鈔もふ集のことりもうさぬ事（コト）のおつめく
萬葉拾穂抄この名有（アル）仙覚律師（センガクリッシ）乃日本紀風土記（フドキ）を徴（アツ）め
て。やまとことばといふ古言（フルコト）をやまとことばと改（アラタ）めよりこと
きこゆとよみ。おもざしをうるはしとよみてひとのおもを
さしとよみ。和歌（ワカ）のよみ序（ジョ）もかきく。光（ヒカリ）を乃男（ヲ）いさをれる
名（ナ）聞（キコエ）いと文（フミ）改（アラタ）めてさきくくさきくくと古言（フルコト）をもい。
或い新古（シンコ）あらんをもちてくいやて仙覚律師（センガクリッシ）
乃ごとくに古言を悟（サト）りてあしくいふ古人の意
（こころ）をよくく一向（ひたすら）り男（ヲ）いさをる事ともなく
悟（サト）りをよろこぶ。悪（アシ）くをよろこぶ。ほそ

ゆえんをこうちゃんと物語りあわせ、古賢の例もある。にゅうせくりそ示光師の述志されでもある。

一、集古人の風格かく

基俊の収月物云哥をよまんとやりてぐ叶ふをかくすべし。萬葉集より初めて二代集をよく心得てよみ出すやうにて、心を能くよく味ひしるべし。只つゞけがら古風にてあるも萬葉の引哥をよくこゝろえんをよむべし。古今よりよめどもくちそめくさわがらかべらもなどいふ引哥よむべきよしのこと

八雲御抄ものせる山引哥よ八万葉集よおきべきよしのこと

定家卿庭訓抄（毎月抄ト称ス）云萬葉集いけかせもあるわ人の心しれてとの世よ哀ふかきもの也。古今集よ風骨よそなはりてのちよ萬葉ふりやうをおさまりん好士ら学ぶべきもの也。然古のちよむべきよしのこと

引哥もよもやまさ哥とおもはゞ俗ちかくよみなしそへるをよしとすべし。よろづ皆准之

古今風体抄 元久二年 万葉集を除く勅選集の序ふやうなる抄
乃心ハ歌の事を論ひ明めむとて作れるものなりけれども
抑々ハ歌の出来たるいとゞ明めあぬやうに思ひて作れる
抄集乃始まりて、爾乃後ハ人乃撰ぶ集ども皆此時の
うつりかはるまゝに、猶ど成ゆく物なれバ、へ
唐ぶりし久林ぶりあり、和ぶりやうふ式ぶり折衷
ぶりなど人乃ふるまひとゝもに、やすきをとりてく
あらそひ入をまどはすこゝろ、いとゞ多くなりぬ。
出やうからぶりにならひてうつりもてゆくまゝに
ふるきをしたふこゝろもうすくなりぬ。こゝに
[illegible]

[illegible]ぐきぶりの歌乃花ざかりなる秋の月さやかに
やすくさいくでぶんなるふうぢ[illegible]て渡流
乃波奈(ハナ)。阿伎乃(アキノ)都伎(ツキ)をぶやうなるおさ〳〵一字
ぶりにうりてもしこゝろもとゞこほりなきこと二十一
字乃地をもて十餘文字をしもぶもし出
るまでに乃作ぶやすくたゞいはまくほしきまゝ
やすらかにとゞこほりなくぶんぶんとふ
ずるぶこそあるべし。されバ近(チカコロ)ごろの歌ハ
ぶにのみよりて、ふるきをしたふこゝろもあるなどぶ
殊外(コトホカ)におろ〳〵に成ゆくもいと多(オホ)

なるべーふ万葉集のまへがきといふことにいふことにも侍るを第二巻の書名や太宰帥大伴卿（タザイソチオホトモノ）さけをおめでる辱ごも十三首よくいまうふ第十六巻ふやつけ乞れ名居おうえ乞れ名居おうえやう乃者ふ乃ふみよまれ巻のりふる辱をどいはまべーとふとそふべーかつそふべーふ集ふとめての誹諧辱ふも十辱ふとう侍めれ　又曰万葉集いふ心をえくえくふしまきりふとう古き人ふまきべーさふ古き辱ふ上ふいふるを表ふめふくみふびいふふ、これね乃事をいふりいうめふるりふ

やまひ（ところづけ）くふますふりふろうそふくふの古今集乃紀友望（キノトモチ）がまる乞序ふいふる大和（ヤマト）をふ乃ふ（ヒナイキノ）ぶり詩賦（シフ）をこのむふりふ乞漢家乃ふみをうふてわが日域（ヒナイキ）の俗こと民業（ミンゲフ）一ふびありふるのてふ辱やうやくふやふふふりといふりふ物（モノ）ふろふのふりこれふ詩の病（やまひ）ふくさる事ふにおずくふ云神ふるふ辱ふ又曰ふ万葉集ふりこれねよめるふそふ書ふ三巻やふとふ。ふどやうふれことびふむびふふりふふる羽とみふふりふ。これふ万葉集のこれふちふり辱のふふ乃ふりふふるりびふをふくふいふふる辱

為家乃八雲口傳ニ云萬葉乃うつくしきの中ゟうつくしきを
ぬきいでゝとりたるあひだ中ゝゝしくぞありける。まさごとそ
ゝりうき洞乃ちいさくいはをもちさゝくさゝ
ゝゝゝ

時しも春なく沖接とすべしとも老しく侍らず万葉集、
候ふらんとときくべきありとそ故人もや侍。そうの
集ひろめき哥ともおわりぬる故、又雑集乃哥ぬきくい哥れ
痛をくばりどもおれば心やすし哥合のはし例とすべう
ざらん元日宴亜相卿ひつきうの乃そうの判
同哥合判給はさえんばきべくとやすかに侍れと万葉よ
そくちりこつひれもいに関口すくふ二花るすくふ万葉集
うもぞりいでくよろうくうきうをと侍ぬさと会花二春を家
さえんの乃
同哥合判えんぐべくとうんこと万葉集うぐひうやうよ
老し侍らぐさやう乃相乎體乃哥ぐもおわりぬ侍る中

よ侍るめや。然而いとおうろうくさこゆ 去治元十四日判歌と
日乃会判り給りむるめや万葉集うぐんで侍ぬまと雑下
不可庶幾よしこと 侍ぬぐんにうまあり
二条大岡乃亜門賢泊之処にの本哥をとくとすふ万葉の
言と左今ももりくれともむりいれよんゆ。正治建仁
乃比ろりさりうりうれり
いや侍ぬ云万葉乃哥うぐんぬ哥ぐうやうぐしるく
すくをやくよやうもおわり人ごと、友野乃哥
のうけくとも妹と我とくさりうりうぐいふ哥を
ぐりていことと、うつ野乃うけくうとよやり。

山柿のもろ〳〵かしこれり下略
同神祇云すべらく朱代乃人いまし哥乃祖とよみ
伝そ〳〵さの今あそ〳〵まきそのいそもろ〳〵それハ
やよろくことのうへにいよろ伝乃人よりもいまする末も
あまさを上とよみけちめなりんとくおうろまき萬葉
集乃祖古哥よりもそ〳〵まへをそ〳〵みいかまう
すよくよりとおりとねとすべらけちめおりん
こすべらぎ 祝詞乃祖なり
五同貫注云詔る二柬大岡乃回答ハ天地をうこの一影神
と國やしまとよ哥をかさり風情をもとむ

へ〳〵とおりへ〳〵よりもうけまいハ萬葉乃古語とし
代集乃祖言しひろくまおくく俗言俗為と
さへ〳〵まさうり
今川了俊言慶集云生家つ乃をへのそ〳〵いハ和言いと
和うり男まことをまいやつ乃さ祖よせ乃さりぬる
と可用百葉乃哥し祖文ハ一つを用ひとこまめり
百葉乃哥をぬさ切れる祖なり祢ぎれ雅峯注之
師注云万ハ哥乃哥ハ出ぬまといハ後風つ乃古来風体二
万葉乃哥百九十餘首定家つの書百よ世六首出抜ふ也

萬葉集巻第一

雜歌

泊瀬朝倉宮御宇大泊瀬雄武天皇謚曰雄略天皇 系圖云長谷朝倉宮云云大和國城上郡磐坂谷是也

一首 天皇御製

籠毋 與美籠毋乳 布久思毛與美夫君志 此岳爾菜採須兒 家吉閑名告 沙根虚見津山 吾許曽居師 我許背者告目 家乎毛名者雄

萬葉集巻第一

雜歌

泊瀬朝倉宮御宇大泊瀬雄武天皇謚曰雄略天皇 系圖云長谷朝倉宮云云大和國城上郡磐坂谷是也

一首 天皇御製

籠毋 與美籠毋乳 布久思毛與美夫君志 此岳爾菜採須兒 家吉閑名告 沙根虚見津山 吾許曽居師 我許背者告目 家乎毛名者雄略

押奈戸手 吾許曽居師 告名倍手 吾己曽居師

虚見津山跡國者 蜻嶋 玉鉾 速日 倭 蜻嶋 大和 秋津 等乃別 天飛也 輕路乃池 浮而 廻流 鴨乎見 従高 所見 国之 内者 隈毛 不落 怜 国曽 蜻嶋 八間跡能 大倭者

高市岡本宮御宇息長足日廣
額天皇諡曰舒明天皇

登香具山望國御歌一首

天皇御製

山常庭村山有如是等取與吕布
天香具山騰立國見乎為者
國原波煙立龍爺寫メ海原波
加萬目立都怜可
國曽蜻
島八間跡能國者
きこしめすやまとの

山みくさかすかにとのくもり雨ふらむかもわが立ちし
やまのくもりこのゆふべ雨ふりくるかもあしひきの
山のこのかたゆ出でくる月の早くも
あるかも月立ちにけり
ももづたふ磐余の池に鳴く鴨を今日のみ見てや雲隠りなむ

天皇遊獵内野時中皇命使獻歌一首并短歌

やすみしし我ご大王の朝には取撫賜ひ夕には
い寄り立たしし賜ひ大御言の幸くあれこそ
うつせみの世の人なれ
ももしきの大宮人は
よきこころ
天皇そも舒明
内野仙台大和宝字朝
の野心祇園

聞人連苅 そうとのむ
らいは姓戸処をいふ名
也中皇命これが族せ
帝小なれり
やすみち 八隅知之
古言やすみしやすみしり
あらん定家おほそ
やすみしりしと和すむ可
ねん新古今序には京
極殿今はやすみしる
名をのうれてこれの
八雲御抄帝王の
やすみしもろもろ近代拍至集
やすみしもろもろとよむてくるもやすみち
もろもろあれは一首くらゐ仙覚由阿等八隅知之
ハ古言ふ仕せくやすみしもろもろ定家卿の和こころいくやすみしもろ
あるべきの内と一首くらゐ仙覚由阿等乃説一偏うやすみしもろ
うちなびくまで 秋点みしのこころ乃 浄御原乃 仙曰ヤと
ふみしらいは浄弓ふみしことを音通ふをしらいは天笠
乃多羅葉いにしへ七尺あまり七尺あまり小七尺あまり
多羅子とるしおろそまふ矢をそ張弦の玉の緒ながそまそ
中をえりてうつうつ乃そかしく うつ乃そまふ中ふ射るおそれ中
そまそと云文そまふ同云心同韻おほそまふ共弥ふりさ
振おれは弥ふりは云なりとあいと誤する
仙曰乃乃経をまそまふりけて弥れは経
中そまふのそまふ 仙曰ふ乃之 廣韻曰釋名曰弓其末
うち乃等しなれは中そまそれ多まふ弓ふりけて弥れは経
曝又謂之弭以骨為之滑弭弭也中央曰弭弭撫也人所撫持也
竪納の亜家ハ哥の也ハ浦乃也とふうらうる我大君乃
よせてそ多々数びのふ住ち乃そまふの幸那ふ今多々の狩猟

八隅知之 我大王乃 朝庭
平すみしるわごおほきみの
取撫賜 立之
らるてまひゆみ
御執 梓
みつのつさまれゆみ
音為奈利 朝猟爾 今立須良思
とするらのさつかひいまそす
暮猟爾 今他田渚良之 御執
梓能弓之 奈加弭乃
つさまれゆみの
音為奈里
よしそいなり

日本紀云夜輸涂始之とろそも釋云八隅知也言知
四海八埏也ここれハ日本紀云そハ平すみしとよむてくるもや
ハ古言ふ仕せくやすみしもろもろ定家乃和こころいくやすみしもろ
あるべきの内と一首くらゐ仙覚由阿等乃説一偏うやすみしもろ
うちなびくまで 秋点みしのこころ乃 浄御原乃 仙曰ヤと
ふみしらいは浄弓ふみしことを音通ふをしらいは天笠
乃多羅葉いにしへ七尺あまり七尺あまり小七尺あまり
多羅子とるしおろそまふ矢をそ張弦の玉の緒ながそまそ
中をえりてうつうつ乃そかしく うつ乃そまふ中ふ射るおそれ中
そまそと云文そまふ同云心同韻おほそまふ共弥ふりさ
振おれは弥ふりは云なりとあいと誤する
仙曰乃乃経をまそまふりけて弥れは経
中そまふのそまふ 仙曰ふ乃之 廣韻曰釋名曰弓其末
うち乃等しなれは中そまそれ多まふ弓ふりけて弥れは経
曝又謂之弭以骨為之滑弭弭也中央曰弭弭撫也人所撫持也
竪納の亜家ハ哥の也ハ浦乃也とふうらうる我大君乃
よせてそ多々数びのふ住ち乃そまふの幸那ふ今多々の狩猟

ゐうとをしてをうをせうふをず此事めしと言てゐめをする心也

反歌（カヘシウタ）

玉敷春内乃大野馬數而
朝布麻須等六其草深野

しきるうちのなかのかむしよるとてしるきりるうちのなかのかむしよるとてしるきりるうちの乃なかのかむしよるとてしるきりるうちの仙曰うちとゐ内裏玉きりるとい嵯峨梅るとゐ内裏云内ゐうちとゐ内裏玉きりるとい嵯峨梅るとゐ内裏云内ゐうちとゐ内裏玉きりるとい嵯峨梅るとゐ内裏云内ゐ仁徳紀曰乃武門大臣よゐ此事もゐるきりるうちと此のうちとよゐ世をるゐ心ゐ曰常乃ごとく亀きゐる成此語のをを尽と詠よゐるきりる今ちとよゐる哥よ此也ゐ哥よ魂さゐるゐるハて皇極の御いてゐる禁忌の詞を諫進すゐ也ゐ此御製ゐ詞林采葉云玉梯る内裏と云荘厳きゐる心玉楼金殿乃ゐ心一云黄帝蚩尤を除鹿の野ゐて討眼を毬打乃玉みてゐるをるきまうつことゐ神武紀曰葉内乃大野ごゐん此語ゐ馬をゐるゐてゐ心ゐめ

野ハ草深き野心てゐ乃浄穢り供奉乃人ごゐをのゐるゐて

ゐるり山ゐるゐる也ごゐ狂穢乃叫ゐれハ此此ゐ内野をゐるゐ

短歌 此本定家ゐ万時ごゐ

日本書紀 云ゐ乃例乃

注の如心 記曰日本紀心

此註一本ゐ云ゐ此後ゐ也

是時 宮前在二樹木一

仙曰伊勢國風土記云二木一

者椋木一者臣木トゐり去

私勘臣木ハ七ミノ木ゐ覚

従此幸之欤伊勢の温湯

小幸の時ごれり讃岐へゐ幸ゐ欤

ゐるまもゐてゐ

軍王

幸讃岐國安益郡時見山作歌一首

并短歌 日本書紀無幸讃岐國亦軍王未詳山上憶良大夫類聚歌林曰

記曰天皇十一年己亥冬十二月己巳朔壬午幸伊豫温湯宮云云一書

云是時宮前在二樹木此二樹斑鳩比米二鳥大集時勅多掛稲穂而

養之乃作歌云云疑従此幸之欤

軍王

仙曰佐ゝきもちてみすゝ　長春門　家流
見安云ゝうまし知す　雷立　曉
ゝきし　村肝　仙曰餘　和豆肝　村肝　痛見
事とゝれて一向ゝい　之良曳　乃心平
歌くも肝胸のふこ　卜數れ居　珠手次
ゝる心羽林云ゝ切る　如要子鳥　者
时ハ肝すゝふ切ゝと云　懸乃宜又　遠　吾大王乃
ぬゝこ多　仙曰うゝき　行幸能　山越　風乃　獨居　吾
いもゝくゝと云多東和　来手爾朝夕　遥　叱奴禮婆大
名曰鵠沼江ケ　支登　念有我母　草枕　客　爾之有者
怪鳥也海　思遣　鶴　寸平白土　網能浦之
篇ニ鵠音也うゝハ略　海　處女等之　焼　鹽乃　念　曽
多手きゝみの仙　家　在　妹平　懸而　小竹　擾　吾下　情　所焼
玉ゝすきハゝみゝうゝ
そゝ心玉葉ゝけの宜く
ゝ只勢くゝ宜くゝとゝ
とをつゝ多吾天皇　仙曰天

反歌

越乃風乎時自見寐不落
やまゝ乃風を時ゝみぬる夜ハ
ゝ
こゝろ乃ゝもをゝみゝ

皇を神とゝてゝ神と
ゝるハ多ゝとかゝみの成
也明王ハ天の請るき
給き者をゝくゝのひ
古ゝも今をもかゝみ
る百練鏡乃ゝゝく
明らかゝ中世ハ遠神　吾大王ゝハゝゝと云安云遠神ハ神代の神とゝ云ゝ
ゝらい詞林云ゝかぬれゝと　ゝゝお仙曰ゝけきゝのふを云增ゝ
多ゝゝハ此義ゝ　ゝゝきゝハゝゝ
ゝ乃ゝゝ　ハ宇治ゝおゝ二贊波ゝゝ仙覺ハ綱ゝ網の誤ゝとゝり非ゝ
玉東山ゝハ軍王山幸乃供奉ゝゝ旅館乃ゝ鶴多指非ゝゝ
古ゝの方ゝもゝ打添て妹をゝひてよゝり哥の心ハ春乃ゝ雁客の如
信ゝき心をもぬ多ハゝゝて痛ゝきゝなゝ昭をれゝ多て宜ゝき玉
乃行幸に越ゝゝ山乃ゝ風乃荒海ゝ舟ゝ多依ゝりぬゝハ多の
ゝ風のゝゝきゝ集めて掛帆をゝゝ信ゝて文史のゝみきゝ心ゝもゝ
古ゝの妹をゝひゝゝゝ

ていふ事なり網の浦は有名の焼場のことゝ云ふ乃松風を云ふ
山うら乃風を云ふ仙日本紀ニハ志賀ノ山越ノ事ヲ記シ詞林ニハ
すとゝ書あれど玉葉山越乃風ハ志賀ノ山越ノ事ヲ記シ詞林ニハ
和名ニも玉葉ニも山風のことゝ心得ぬ事ゆゑ山風のことゝ心得
明日香川原宮 天豊財重日足姫天皇 皇極
古大和皇極天皇重
祚有遷都
天豊財重日足姫
皇極天皇の御名
そし注の如
紀曰 日本紀廿六ニ
類聚歌林ニ戊申年
ことゝいふ小ニ
ニ
此歌未詳 歌林ニハ
天皇乃大后ニ
ゝ

明日香川原宮御宇 天豊財重日足姫天皇 皇極
極天皇ニ分帝也大和國
高市郡岳本宮同地也

一首 山上憶良大夫類聚歌林ニ曰戊申
年幸比良宮大御歌但紀ニ曰五年
春正月己卯朔辛巳天皇至自紀温
湯三月戊寅朔天皇幸吉野宮而肆
宴也庚辰日天皇幸近江之平浦ニ此
歌未詳
額田王

ふや集ニ額田王とあ
ニハ此ノ作者未詳と

金野乃 美草 神ハナ刈葺 屋杼礼里之
兎道乃宮子 能 借 五百 磯所念

うちのゝ乃みやこ かりふきやどれりし
うちのみやこも あれにけるかも

山哥新勅撰ニハ尾ノ
ありさまと入定家ノ
乃点ニ
ゝ

右ハ今案ニ
ふる我ハ尾ノ
仙日本紀ニ
ニ
ニ

かまこれ字治乃御宇天皇代 [illegible]

後岡本宮御宇 天豊財重日足姫天皇位後即位後岡本宮謚曰齊明天皇重祚也天智天武間人皇女也與前岳本宮同地也

一首 山上憶良大夫類聚歌林曰 飛鳥岳本宮御宇天皇元年己丑九年丁酉十二月己巳朝庚午天皇大后幸于伊豫湯宮後岳本宮御宇天皇七年辛酉春正月丁酉朝壬寅御船西征始就于海路庚戌御船泊于伊豫

熟田津石湯行宮天皇御覧昔日猶存之物當時忽起感愛之情所以因製歌詠為之哀傷也 即此歌天皇御製額田王歌別有

仙覚抄 四首

額田王

熟田津爾船乗世武登月待者潮毛可奈比沼今者許藝乞菜

幸紀温泉時作歌一首

額田王

莫囂圓隣之大相兄允謌氣吾瀬子之射立為兼五可新何本

よく成ぬるとこそ　玉葉こざこまるんこざこまるんや　月の出るを待そて
よく成ぬれ　今こそゆんとの心そ　まと射も　日心と神事おこたるな
よめり　日幸りとありこの成るへ　人今こそと　毎子ふいつるやや
ゆつまりのまくく　仙おの云ゆんさ　八十三四日　此々乃月こいまやるか
ねいいと　善語乃羽　よめる心　有のこくこ　ゆつまそこひ　我せこう立て
やりるんいつくりんこるそこよめるそ　いと里や　彩立乃哥のくめ意
彼彩立乃哥百五十首作る中　いそ　第五を出そうて　作る意こ　玉葉
莫置嘉圓隣之大相兄凡を　夕月のまよまそとよみ　新何本をとりそうんと
よむ　す里を　玉葉乃まよ作るおくく　ゆ彼おゆ　仏そ出分作るおく
きみのよもわうう　山上憶良大夫類聚歌
仙曰山哥としてまそのを　林曰天皇御製哀云云
ゆの岩代のねを結ひ　往紀温泉時御歌三首
ゆりを幸祈くて　中皇命
よりめのうりこそしうれ　我　君之齒母　吾代毛所知　哉磐代乃
孝徳天皇有馬皇子　岡之草根乎　結
伝をえしよりやき乳　きみのよもよりや　吾代毛所知　哉磐代乃
岡之草根乎　結
伝をえしよりやき乳　きみのよもよりや　吾代毛所知　哉磐代乃
岡之草根乎　結
伝をえしよりやき乳　きみのよもよりや　吾代毛所知　哉磐代乃
岡之草根乎　結

色を見ておもひて　吾勢子波借　庵作　良須　草　無者
里うそさもりれい世を　わかせこかはうりいうしうそまるくそ
悔てうれいりきひ　小松　下　草　乎苅　敷
岩代の松の枝を結て　こやりくそまをうりさね
ゆいまきまくりけん　吾欲之　野島波見世　追底深伎
又のりりんそもそ代も　阿胡根能浦乃珠　曽不拾
我世も知ん事の葉　わかなりひ野島こそ　吾欲之　島羽見
根をいさむすんこそ　遠
或頭云　わかなりひ野島こそ

野嶋を主として幸行ありし時に作れる歌なり

三山御歌一首并短歌　三山者畝火香山

耳梨見風土記

中大兄　近江宮御宇天皇

高山波雲根火雄男志等耳梨與

相諍競伎神代從如此爾有良之

古昔母然爾有許曽虚蟬毛

嬬乎相挌良思吉

反歌

高山與耳梨山與相之時

立見爾來之伊奈美國原

渡津海乃豊旗雲爾伊理比沙之孫之

今夜乃月夜清明

右一首歌不似二反歌一然依二舊本一

以載之

豊旗雲古語二海雲一映二於日一赤色也夕陽清明者

月光清し

神代よりかくにあるらし古昔も然にあれこそうつせみも嬬を挌ふと

いへるならし

山の妻雄男志等

雄男志等ハ男らしきをいふ

耳梨山ハ女山ニ畝火山ハ男山ニ相ひ競ふ

古昔母然爾有許曽

古昔も然にあれこそといふ

虚蟬毛嬬乎相挌良思吉

うつせみも嬬を挌ふとよしきといふ

うつせみハ人の世をいふ

反歌

高山與耳梨山與相之時

立見爾來之伊奈美國原

今夜乃月夜清明

こゝにも月夜清明とあるこそ

右一首歌不似二反歌一然依二舊本一

以載之

豊旗雲古語二海雲一映二於日一赤色也夕陽清明者

月光清し

神代よりかくにあるらし古昔も然にあれこそうつせみも嬬を挌ふと

いへるならし

山の妻雄男志等

雄男志等ハ男らしきをいふ

耳梨山ハ女山ニ畝火山ハ男山ニ相ひ競ふ

古昔母然爾有許曽

古昔も然にあれこそといふ

虚蟬毛嬬乎相挌良思吉

うつせみも嬬を挌ふとよしきといふ

うつせみハ人の世をいふ

反歌

高山與耳梨山與相之時

立見爾來之伊奈美國原

今夜乃月夜清明

こゝにも月夜清明とあるこそ

渡津海乃豊旗雲爾伊理比沙之孫之

かくしとそありける
云よりの名をもつせの宮れおもひ玄云
大神周大和岡前火香山耳梨三山相闘此欲諫止上来到於此
所乃周匝守護其所乗之船而坐之故号神集之形護こしを
もてこれをやりかへりてくだりつきぬるをもつてかくいふ
阿菩大神播磨国にいます神集とも風土記をもて知可き曾上毛野
國
ものとよりて雲ふ 童蒙抄云ことのつてといふ大きなる旗とも豊の
字おほきしといふ名なり日燃たつ赤き雲乃紅旗の如くなれて
旗雲といふなりてとそのの月いはしめたまひし神武紀に
こよりこゝに海中に乃古語に瑞應圖云豊旗雲者瑞雲也帝徳
至時出現雲也云々仍本の注もてよむ山海経仙経と
由阿本に八日補之ことを仙人八月初 心といふ由にの六臣
註文選に寝の息也とあり日と天乃約なをるくことめりて八日か
成くに開よやすむと意也ことに五来山多敷陸乃類聚万葉にも
入日乃ことを童蒙抄神武紀にも入日さしに五葉集にも

勿後八日さしに世間流布乃万葉本に伊理比沙之ところやけ
なをくさしに神武紀にもつて顕なり養老をもとりて
甘くは本八日さしを用侍り後漢書も八日さしに八心かやうに
といひつゝみれば一首三心乃ある乃ふかし仙経とりて心字をうつして
こゝろのすと注ある

近江大津宮 漆下て船
て皇乃郊 志乃の名
鎌足 日本紀に鎌子と
帝 縁起にすゝ吹の
ひるにまゆ額田
王これを判しうた
ふこゝろなり

仙台ほんにあの袋紙
して春それいとゞ日
山を霞み 山の本歌

近江大津宮御宇 天命開別 天皇

諡曰天智 天皇 大津志賀郡

天皇詔内大臣藤原朝臣 大織冠

藤原鎌 競憐春山萬花之艶

足朝臣 秋山千葉之彩時判之歌一首

額田王 春 来 者 不喧之
冬木成 去 来 者 不開有之
鳥 毛 来鳴 奴 不開有之 花

毛佐家礼打山平茂
もさゝれと山をきけみゝ（而毛不取）
草深執手母不見秋山乃
草山のみ（執手母不見）而者黄葉平婆取而曽思努布
木葉平見而者黄葉平婆取而曽思努布
このもをよくこゝろもとゝめすもの
青者平者置而曽歎久曽許
あをきをはまくをなくこゝ
之恨之秋山
しうらみてあきやまをわき
下ル
迩江國時作歌一首并短歌山上
憶良大夫類聚歌林曰遷都迩江
國時御覧三輪山御歌也日本書
紀曰六年丙寅春三月辛酉朔己
卯遷都于迩江

額田王

田王といふる哥をそ
日本書紀 巻廿七天智記
あちさゐの山
祇曰うまさけあちさゐの
と云ふるをもて仙旨古麻
呂が誅ふるをもて酒乃美
と改ふるをもて猶白香
つく
皆同じ

味酒仙うまさけ祇曰三輪乃山青丹吉奈良
あちさゐ乃山おをによし奈良
能山乃隈伊積流萬代爾委曲毛
乃山のくまもいつもるまでにつまびらかに
見管行武雖數數毛見放武
見さけんをもろもろ
八萬雖情無隠障倍之也
やまをこゝろなおさへのくやは
反歌
三輪山乎然毛隠賀雲谷裳
みわやまをしかもかくすかくもかも
情有南畝可苦佐布倍思哉
こゝろあるなんかくさふへしや

とつゝいうまさう乃みことつゝそゝと土佐乃国神河乃ほとりにて大祓
乃つゝめよ頃をかしこくもふめくゝうちなれい祓川乃名をおひて
神頃をミわたる〳〵土佐風土記曰神河訓二三輪河一源出此河之中届伊奈
國水清故為大神釀酒也用此河水故為酒名也是二仙抄一童蒙抄云あち
さけのといひちをひあぢさけといひうまさけのといひしまさき頃とつゝ
吉酒とのる吉のほむやことゝもゝりかゝさけとよゝてみことゝもゝ乃
らいひつけゝまつる頃ハ今乃祓い昔乃祓いまのやうにてハ
なけれいかゝもよむへくふみをとゝのへんる事乃
要あり抔ゝまさうしたゝくゝ往古兵乱あまたしよゝれいかゝもよ
をふかくしてうまさうとも出家り祝仙り事を紀二書一之部正
あをふうしてう〳〵清浦云まゆうてうことハ祓乃ことをしふ冊まとを
家とする〳〵されハ昼圖をもゝて〳〵あるとて冊まとのつゝ平城乃朝都の
そゝきさをおもてまゆうてうとのつゝ但まゆうてうとつけね
るもし万葉うあり悔〳〵しかゝまつよせいおとゝうしくぬちうとく
又せうし抔と古撰式云平城帝をおをゆうてうこと万葉抄云おをゆう
てうこハ帝を坂ふ者ハまゝ土乃ことゝもゝ也これをこゝて〳〵冊ふをひ

久〳〵ふりゆうれいくなゆうゝ独本ニ童蒙抄云宗神天皇十年秋七月武蔵
とうりを〳〵妄二忌食一をゆ和琲乃武藏坂乃上ハ鎮坐て則精兵を率て進
て那羅山よのりて軍〳〵時ハ官軍ハ屯聚て堂ハを踊跟くりて
まゝいを那羅山とゆゝ書見日本紀才五二此忌名いまハ磯也されバおをゞよ
きなゝ〳〵こゝいゝまゝ冊とハ記也をと童蒙抄云仙を
露をゝ乃祝詞をゝ是川乃ほとりやゝゆる祓乃ことゝひや
いかゝゝとゝて〳〵仙曰伊ハ發語ことゝゝまゝて〳〵伊祓るゝとゝてゝもゝや
五東方の祓ゝとゝりさゝれハ祓をるゆゝ〳〵なゝゝとゝいふんとゝ
乃曲ハゝゝ乃事也乃おゝこゝまゝくりゝいそゝ事也ゝいゝくつゝみさ
ゝる心乃ことハ振さけんとハ振さけんとの心ハこゝ倫乃山をゝゝの山
乃ほとゝゝ祓ゝゝまゝて〳〵ゝのゝたゝいゝくんてゆんとゝゝくゝりさ
汁乃ゝりさゝこゝ倫乃山をゆゝ〳〵中乃かゝゝまゝくゝりさゝ
こゝ山をとゝくとゝかくとゝ山をゆゝ〳〵そゝいこゝ山をゆゝ〳〵とゝまゝ
中の倫とを恨む心

和歌 和答せる歌ことゝ仙

曰凡和乃ゝのことゝハ月

和歌 此歌不似和歌然依舊本以載茲ニ

井戸王

綜麻形乃 林 始乃狭野榛能
衣爾著成 目爾都久和我勢
古呂母佐倍 麻比久流麻泥爾

右一首 額田王

天皇遊獵蒲生野時作歌一首 紀
天皇七年夏五月五日縦獵於蒲生
野于時天皇弟諸王内臣及群臣悉
従焉

茜草指 武良前野 野 逝 標野行
野守者不見哉 君之袖布流

明日香宮天皇
紫草爾保敷類 妹平 爾苦久有者
人嫡故爾 吾戀目八方

皇太子
紫野標野 行守野 逝 標野行
野守者不見哉 君之袖布流

蒲生野 近江 注二紀一
日本書紀巻二十七也
天皇等 天武天皇等
内臣 大織冠等 天
武天皇 天智天皇御
才天智元年立太子